

# 奨学金給付規程

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人セレ奨学財団（以下「財団」という）がその公益事業として行う奨学金制度について必要な事項を定めることを目的とする。

### (奨学生の資格)

第2条 財団が奨学金を支給する者は、住まいに関する分野において修学する学生のうち、次の資格を有するものの範囲において、理事会が決定する毎事業年度の募集要項において定めるものとする。

- ① 原則として一都三県（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）にある大学に在籍していること
- ② 学術優秀かつ学業への積極的な意欲があること
- ③ 奨学金を必要とする事情があること

2. 財団から学資の支給を受ける者を奨学生と称し、支給する学資を奨学金と称する。

### (奨学金の金額および支給期間)

第3条 奨学金の種類は、給付型（返済不要）のものとする。

2. 奨学金の額は、一人あたり月額5万円とする。
3. 奨学金の支給期間は、原則として、1年間とする。

### (奨学生の定員等)

第4条 奨学生の定員は、各年度30名程度を原則とする。

2. 各年度の募集要項において定員の範囲内で募集人数を定める。

### (再募集)

第5条 募集については募集人員に対して余裕がある場合には、再度、募集を行うことができる。

### (奨学生の募集および応募手続き)

第6条 奨学生の募集は、学校、関係団体等を通じて行い、応募は在籍学校を通じて行うこととする。

2. 応募者は、理事長が別に定める応募書類を作成し、これを在籍学校の担当部署へ提出して、財団への申請を依頼する。

### (奨学生の決定)

第7条 奨学生は、応募者のうちから財団の選考委員会の選考を経て、理事会が決定する。

2. 選考結果は在籍学校の担当部署を通じて応募者に通知する。
3. 奨学生に採用された者は、採用通知を受け取った後、直ちに採用通知に定められた誓約書等を財団に提出しなければならない。
4. 選考委員会の組織・運営については別に定める。

### (奨学金の支給)

第8条 奨学金は、原則として、以下3回に分けて、本人に直接支給する。なお、支給方法は、原則として、振込とする。

- ① 4月～9月分を7月に支給
- ② 10月～12月分を9月に支給
- ③ 1月～3月分を12月に支給

### (奨学生の義務)

第9条 奨学生は、採択された年度末に、在籍する学校の学業成績書その他財団が求める書類を財団に提出しなければならない。

2. 奨学生は、財団が開催する会合等に参加しなければならない。

### (異動等の届出)

第10条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに財団に届出なければならない。

- ① 休学、留年、停学、転学又は退学の場合
- ② 奨学金を辞退する場合
- ③ 転居、改氏名等身上に変更があった場合
- ④ 奨学生の世帯主（扶養者）に変更（死亡、転居、改氏名等）があった場合
- ⑤ その他重要事項に変更が生じた場合

（奨学金の支給中止）

第11条 次の場合は、奨学金の支給を中止する。

- ① 奨学生が停学、転学、又は退学の場合
- ② 奨学生が死亡した場合
2. 前項第1号の場合において、本人が財団に届出なかったとき、又は届け出が遅れたときは、各事由の発生時点にさかのぼり奨学金の支給を中止し、その後に支給した奨学金の返還をさせる。
3. 奨学生が次の各号の一に該当すると認められる場合には、必要に応じ推薦者等の意見を聴いた上で、奨学金の支給を中止し、支給した奨学金を返還させることがある。
  - ① 応募の際、事実をいつわった場合
  - ② 品行不良である場合
  - ③ 学業成績が著しく不良となった場合
  - ④ 留年した場合
  - ⑤ 疾病等のため修了の見込み又は卒業後活動の見込みがなくなった場合
  - ⑥ 前条に定める届出をしなかった場合
  - ⑦ その他前各号に準じると判断される場合

（転学の場合の取扱の例外）

第12条 前条第1項第1号の転学の場合において、転学先の学校長等を経て奨学生が継続を願い出たときは、同項の規定に関わらず奨学金の支給を継続することがある。

（休学中の取扱）

第13条 奨学生が第10条第1号に定める休学をしたときは、休学の翌月から奨学金の支給を停止する。ただし、休学中の奨学生に、特別の事情があると認められる場合は、休学中であっても奨学金の支給をすることがある。

2. 前項本文により奨学金の支給を停止された者が復学する場合に、奨学金支給の再開を希望するときは、推薦者の承認を得て支給再開申請を行うこととし、財団は申請を受けて事情を勘案し奨学金支給を再開するか決定する。

（反社会的勢力の排除）

第14条 以下に該当する者は、財団の奨学生となることはできない。

- ① 本人が、暴力団、暴力団関係企業、総会社もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下、総称して「反社会的勢力」という）である者
- ② 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ③ 上記の各項に該当しなくなったときから5年を経過していない者
- ④ 財団に対し、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動・暴力を用いる行為、風説の流布・偽計・威力を用いて記者の信用を毀損し、業務を妨害する行為、またはこれらに準ずる行為を行う者

（報告の徴収）

第14条 奨学生は、財団から要求がある場合は、修学状況等に関する報告をしなければならない。

（成果の把握等）

第15条 奨学金の給付に係る成果の把握及びその評価を行うため、作文の募集、奨学生交流会の開催等の活動を行う。

（個人情報の保護に関する方針）

第16条 応募者および奨学生に関する身上書等個人情報については、個人情報保護に関する法律の趣旨に基づき、奨学生の選考、奨学金の支給、奨学生との連絡等奨学金事業の運営に必要な目的に限定して使用し、また、厳正に管理することとする。

(その他の事項)

第17条 この規程に定めのない事項で必要なものは、理事会の決議により定める。但し、早急に決定する必要がある場合は、理事長が決定し、事後の理事会で承認を得ることとする。

2. 財団は、奨学金の給付により、奨学生に対して卒業後の進路への制限及び条件を求めないものとする。

## 附 則

1. この規程は、2023年1月10日より施行する。
2. この規程は、2023年3月23日より一部改訂施行する。
3. この規程は、2023年11月21日より一部改訂施行する。